

◆通所介護等における生活相談員の資格要件の緩和について

大阪府健康福祉部医務・福祉指導室  
事業者指導課

居宅サービス等の種類	生活相談員の資格
<p>*通所介護 【介護予防通所介護】</p> <p>*特定施設入居者生活介護 【介護予防特定施設入居者生活介護】</p> <p>*短期入所生活介護 【介護予防短期入所生活介護】</p> <p>(単独事業所。病院・診療所併設事業所等)</p>	<p>社会福祉士、精神保健福祉士、<u>※介護福祉士</u> 社会福祉主事</p> <p>※介護福祉士を生活相談員の資格に追加します。</p>

◆平成19年12月1日から新規指定事業所、既存事業所とも介護福祉士を生活相談員として配置できることになりました。

《参 考》

\*平成19年12月1日新規指定の事前協議 平成19年10月11日(木)～19日(金)

\*平成19年12月1日新規指定申請 平成19年10月23日(火)～11月9日(金)

\*既存事業所が生活相談員のみの変更を行う場合は従前どおり変更の届出は不要です。